

政令第二百二十六号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令
内閣は、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

附則に次の一条を加える。
(東日本大震災に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

第五条 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県が設置する
第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であつて、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に關する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の平成二十三年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の一」と、同項第一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次号において同じ。)により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「東日本大震災により著しい被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二項及び第三項の市町村を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二項及び第三項の市町村を定める政令
内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(次条において「法」という。)第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。
(特定被災地方公共団体)

第二条 法第二項第三項の災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第二のとおりとする。

法第二項第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

別表第一(第一関係)

Table with columns for prefectures (e.g., 青森県, 岩手県, 宮城県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 千葉県, 新潟県, 長野県) and lists of municipalities within each. Includes sub-headers like '別表第二(第一関係)' and '別表第三(第一関係)'.

茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 茨城町 常陸那珂市 同部北
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 宇都宮市 那珂那珂川町 同部茂木町 同部市員町 同部芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同部那珂川町 同部茂木町 同部市員町 同部芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村
別表第三(第一、二項関係)	
青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同部東庄町 山武郡横芝光町

内閣総理大臣 菅 直人
 総務大臣 片山 善博
 財務大臣 野田 佳彦
 文部科学大臣 高木 義明
 厚生労働大臣 細川 律夫
 農林水産大臣 鹿野 道彦
 経済産業大臣 海江田万里
 国土交通大臣 大島 章宏
 環境大臣 松本 龍

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

平成二十三年五月二日

政令第三十八号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第六條第一号、第七條、第八條第一項及び第三項、第九條第三項並びに第十五條第二号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第六條第一号の情報システム)
 第一條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)第六條第一号の政令で定める情報システムは、住民に関する事務の処理に係る情報システムで総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

内閣総理大臣 菅 直人

御名 御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

(法第七條の消防施設)
 第二條 法第七條の政令で定める消防の用に供する施設は、消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車、救助用資機材及び救急用資機材、防火水龍その他消防の用に供する施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。
 (法第八條第一項の年度等)
 第三條 法第八條第一項の政令で定める年度は、平成二十四年度とする。
 2 法第八條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法(昭和二十三年法律第九十号)第五條第四号の規定によつて起つた地方債の利率によるものとする。
 3 法第八條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年(三年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。
 (法第九條第一項の地方債の利率及び償還方法)
 第四條 法第九條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法第五條第四号の規定によつて起つた地方債の利率によるものとする。
 2 法第九條第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年(三年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。
 (法第十五條第二号の給付)
 第五條 法第十五條第二号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。
 一 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)附則第十九條の規定による退職共済年金
 二 地方公務員等共済組合法附則第二十六條第二項から第四項までの規定による退職共済年金
 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三條の特例)
 第六條 平成二十三年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)第十三條の規定の適用については、同令附則第十條の規定にかかわらず、同令第十三條中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三條の五の二第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第八條第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とするところ」とする。
 2 平成二十四年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三條の規定の適用については、同令附則第十條の規定にかかわらず、同令第十三條中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三條の五の二第一項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第八條第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とするところ」とする。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人
 総務大臣 片山 善博
 財務大臣 野田 佳彦
 文部科学大臣 高木 義明

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六條第一項第二号の給付を定める政令をここに公布する。